

## 2023年台風7号により被災されたお客さまに対する電気料金の特別措置

2023年8月18日  
関西電力株式会社

このたびの台風7号により被災されたお客さまに謹んでお見舞い申し上げます。  
当社は、2023年台風7号により災害救助法が適用された地域および隣接する地域において、被災されたお客さま等からのお申し出を受けた場合に、下記の特別措置を講ずることとしました。

また、8月16日、「電気特定小売供給約款以外の供給条件」にかかる特別措置を経済産業大臣に認可申請し、8月18日、認可を受けました。

### 記

#### 1. 対象地域

災害救助法適用地域：（京都府）福知山市、舞鶴市、綾部市  
（兵庫県）美方郡香美町

隣接する地域：（京都府）与謝郡与謝野町、宮津市、船井郡京丹波町、  
南丹市  
（兵庫県）豊岡市、朝来市、丹波市、丹波篠山市、養父市  
美方郡新温泉町  
（福井県）大飯郡高浜町、大飯郡おおい町

#### 2. 主な特別措置の内容

##### （1）電気料金の支払期日\*の1ヶ月延長

2023年7月分、8月分、9月分および10月分の電気料金の支払期日を1ヶ月間延長します。ただし、支払期日の延長は、支払期日が2023年8月14日（救助法適用日）以降となるものに限ります。

※検針日の翌日から30日目

##### （2）不使用月の電気料金の免除

被災日から電気を使用されない場合は、そのお客さまの被災日が属する月の次の月分の電気料金から6ヶ月間に限り、料金を免除します。

##### （3）被災により使用できなくなった設備の基本料金の免除

お客さまの電気設備が、災害のため一時使用不能となった場合は、2024年2月末日までの間、その使用不能設備に相当する基本料金を免除します。

##### （4）工事費負担金等相当額の免除

関西電力送配電株式会社が当該台風災害に対して実施する、託送料金等の特別措置における「工事費負担金の免除」または「臨時工事費の免除」の適用基準に該当する場合は、工事費負担金等相当額を申し受けません。

#### 3. 特別措置の申込方法

この特別措置の適用を希望されるお客さまは、当社コンタクトセンター（0800-777-8810）までお問い合わせください。

以上